

令和5年3月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和5年3月9日(木) 午前 9時30分から 10時25分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里  
農業委員会会長職務代理者 1番 望月 稔

委員 2番 望月 英俊  
3番 田村 英俊  
4番 高井 修一  
5番 谷津倉 寛  
6番 笹古 時男  
7番 渡邊 武敏  
8番 近藤 敏男  
9番 鈴木 一孝  
10番 新舟 進  
11番 長尾 忠  
12番 佐野 隆洋  
13番 佐藤 正職  
14番 渡邊 哲史  
15番 太田 篤子  
16番 安藤 公男  
18番 後藤 環

4.欠席委員 19番 荻田 丈仁

5.議事

- (1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について
- (2)令和5年度富士市農作業臨時雇賃金標準額案及び農機具による受託作業標準額案について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 古谷 隆明  
統括主幹 深澤 公保  
主幹 野村 昌寛  
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め11番長尾 忠君、12番佐野 隆洋君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第8号 農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審査から、報第13号 取消願いの報告についてまでの、計3件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第5号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。  
大淵地区13番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ大淵地区13番 朗読)  
今回の申請は、譲受人の工場の駐車場として転用が申請されていましたが、その工場が建築基準法上の基準を満たしていないのではないかということで、現在、譲受人と建築土地対策課との間で協議が行われております。その結果がでるまでは、駐車場敷地としての転用が不透明であることから、審査保留とさせていただきます。と思っています。

会長 事務局の説明通り、審査保留ということでご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、審査保留という事に致します。

会長 次に原田地区14番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ原田地区14番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は吉原北中学校と新東名高速道路の間にあります。転用内容としましては、譲受人はすぐ近くにある認定こども園富士見台リズムを運営している法人で、その駐車場として使用したいということで申請されています。現地を確認したところ、作物はありませんでしたが、荒れているということも無い管理された畑の状態でした。周辺が学校や宅地が多い地区で、転用を行っても特に問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 原田地区14番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。  
原田地区14番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。  
以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長	次に、議案6ページの議第6号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 大洲地区2番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ大洲地区2番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は中野の交差点を北に進み、八王子本町公会堂の三叉路を左に300mほど進み、代通寺というお寺の北のところにあります。現地を確認したところ、申請地の西側と南側は同じ時期に植えられたと思われる山林に隣接していました。かなりの大きさの樹木となっており、農地への復元は困難と思われるため、山林へ地目変更を行っても問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	大洲地区2番についてご質問ございませんか。  (質問なし)  質疑ございませんので、裁決に移ります。 大洲地区2番についてご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に須津地区3番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案6ページ須津地区3番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は圓照寺というお寺からずっと北東に進み、新東名高速道路からさらに1kmくらい行ったところにありますが、一本西側道路の方から入って一番奥のところにあります。現地を確認したところ、かなりの傾斜地で、耕作放棄がされた茶畑で、山林のようになっていました。周辺も広い範囲で耕作放棄地となっており、復元は困難と思われますので、山林へ地目変更を行っても問題ないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	須津地区3番についてご質問ございませんか。  (質問なし)  質疑ございませんので、裁決に移ります。 須津地区3番についてご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。
会長	次に議案7ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局 はじめに議案7ページをご覧ください。  
報第13号 取消願いの報告についてですが、売買が不成立になったことによるものであり、受理したことをご報告いたします。件数1件。  
今月の報告案件については以上です。

会長 次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局 (事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長 以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を  
終わりとします。  
続きまして議事(2)「令和5年度富士市農作業臨時雇賃金標準額案及び農機具  
による受託作業標準額案について」審議をお願いします。事務局より説明願いま  
す。

事務局 お手元にあるA4縦、両面刷りの令和5年度富士市農作業臨時雇賃金標準額案  
と農機具による受託作業標準額案とかかれた資料をご覧ください。  
富士市ウェブサイトの農業委員会のページにて、農作業の受委託において適切  
な労働賃金を設定できるよう、その目安となる標準額を公開しております。令和5  
年度の金額についてですが、臨時雇賃金につきましては、富士市賃金実態調査  
のパートタイマーの就労状況と静岡県最低賃金を参考としています。昨年と比べ  
てさほど変更がないため、同額としております。  
農機具による受託作業標準額につきましては、裏面にあります「JAふじ伊豆ライ  
スセンター利用料(参考資料)」を参考としています。JAに確認したところ、昨年と  
金額に変更が無いとのことでしたので、こちらも昨年と同額としております。  
特に問題ないようでしたら、令和5年4月からの公開となるよう事務作業を行って  
いきます。

会長 事務局からの説明が終わりました。  
このことにつきまして、ご質問等ございますか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。  
原案にご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご原案の通りと致します。  
以上で議事(2)「令和5年度富士市農作業臨時雇賃金標準額案及び農機具によ  
る受託作業標準額案について」審議を終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和5年3月9日

農業委員会会長

同委員

同委員